

平成 29 年 3 月 24 日

航空局航空ネットワーク企画課

福岡空港運営の民間委託 平成 31 年 4 月から開始

～福岡空港のさらなる発展に向けて～

国土交通省は、民間のノウハウを活かして福岡空港の利用促進・サービス向上を図るため、平成 31 年 4 月から福岡空港の運営を民間に委託することを決定し、事業の概要等を定めた「実施方針」を策定しました。

国管理空港での 3 件目の取組みである福岡空港の運営の民間委託は、これまでで最大規模の空港（年間旅客数 約 2137 万人（平成 27 年度））における運営委託の取組みです。

滑走路とターミナルを民間企業に一体運営させることにより、民間のノウハウを活かして、更なる路線の誘致や利用者サービスの向上を図り、インバウンドや LCC 需要等を積極的に取り込むことを狙いとしています。

1. 実施方針の概要

- ・ 公共施設等の管理者等：国土交通大臣
- ・ 事業期間：最長 30 年間（不可抗力等による延長含め最長 35 年間）
- ・ 事業範囲：空港運営等事業、ターミナルビル事業、駐車場事業 等
- ・ 事業方式：国は、公募により運営権者を選定

運営権者は、滑走路等の運営とターミナルビル等の運営を一体的に実施

国は、公共施設等運営権を設定し、運営権者より運営権対価を收受

※実施方針は航空局ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/koku/>) よりダウンロード可能です。

2. 実施方針に関する意見の受付

本実施方針に関し、平成 29 年 3 月 24 日（金）17:00 より 4 月 7 日（金）15:00 までの期間で意見を受け付けます。意見の提出方法等については別紙をご参照ください。

3. 今後のスケジュール（予定）

- ・ 平成 29 年 5 月頃 募集要項等の公表
- ・ 平成 30 年 5 月頃 優先交渉権者の選定
- ・ 平成 30 年 8 月頃 実施契約の締結
- ・ 平成 31 年 4 月頃 空港運営事業開始

【問い合わせ先】

国土交通省航空局航空ネットワーク企画課空港経営改革推進室 川端、朝岡、永澤

連絡先：03-5253-8111（内線 49-190、49-108、49-125）

03-5253-8714（直通）

03-5253-1658（FAX）